

## 利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です。

### 《訪問看護及び介護予防訪問看護共通》

#### ◎基本利用料

取扱要件	基本利用料	利用者負担金		
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)	
看護師が行う訪問看護 (准看護師の場合は90%)	20分未満	2,850 円	285 円	2,850 円
	20分以上30分未満	4,250 円	425 円	4,250 円
	30分以上1時間未満	8,300 円	830 円	8,300 円
	1時間以上1時間30分未満	11,980 円	1,198 円	11,980 円
理学療法士等が行う訪問看護	30分未満	4,250 円	425 円	4,250 円
	30分以上1時間未満	8,300 円	830 円	8,300 円

#### ◎加算

加 算	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
緊急時訪問看護加算(1月につき)	5,400 円	540 円	5,400 円
特別管理加算(1月につき)	2,500 円	250 円	2,500 円
ターミナルケア加算	20,000 円	2000 円	20,000 円
複数名訪問加算 30分未満	2,540 円	254 円	2,540 円
複数名訪問加算 30分以上	4,020 円	402 円	4,020 円
長時間(介護予防)訪問看護加算(1回につき)	3,000 円	300 円	3,000 円
夜間早朝・深夜加算	夜間、早朝の場合上記基本利用料に25% 深夜の場合50%加算されます		

### 《訪問看護》

・1月あたり延べ訪問回数が100回以下の事業所である場合

加 算	利用者負担金	
	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
小規模事業所加算	上記基本利用料に10%加算されます	

### 《介護予防訪問看護》

・1月あたりの延べ訪問回数が5回以下の事業所である場合

加 算	利用者負担金	
	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
小規模事業所加算	上記基本利用料に10%加算されます	